

市立吹田サッカースタジアム アドバイザー会議設置要領

(目的)

第1条 市立吹田サッカースタジアムの管理運営に関し必要な意見又は助言を聴取するため、市立吹田サッカースタジアム アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 アドバイザー会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の管理運営に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 アドバイザー会議は、委員3人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度市長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 税理士、公認会計士その他会計に関し専門的な知識又は経験を有する者

3 委員の選任期間は、アドバイザー会議が終了するまでとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 アドバイザー会議の会議は、市長が招集する。

2 アドバイザー会議の議長は、市長が選任する。

(意見の聴取等)

第5条 市長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 アドバイザー会議の庶務は、都市魅力部文化スポーツ推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、アドバイザー会議の構成及び運営に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。